

CONTENTS

文化人の本音 河合隼雄文化庁長官対談 第20回 ゲスト 蛭川幸雄さん●演出家

海外の人に、次代の人に	4
長官コラム 文化庁の抜穴	9

わがまちの文化振興条例⑧	22
熊本県文化振興基本条例	22
いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート⑩	24
大原美術館(岡山県)	24
著作権の保護とその例外⑧	25
子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区	26
高岡市山町筋(富山県高岡市)	26
全国発掘調査ホット情報⑧	27
史跡ピリカ遺跡の調査と保存(北海道)	27
文化体験プログラム支援事業⑧	28
福岡県杷木町	28
外来語の現状とその解決のために⑦	29
言い換えから除外するのはどういう言葉ですか…甲斐睦朗	29
探訪 日本の世界遺産⑧	30
世界文化遺産 原爆ドーム(広島県)	30
国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法—文化財鑑賞の手引き—⑧	31
銅鐸に描かれた絵(弥生時代)	31
日本の伝統美と技を守る人々 選定保存技術保持者編32	32
大西安夫(槍皮葺・柿葺)	32

文化庁ニュース	33
平成16年度文化庁映画関係支援事業の募集について	33
平成15年秋の叙勲・褒章受章者が決定	34
第50回日本伝統工芸展	36
平成15年度文化庁舞台芸術創作奨励賞作品募集	38

イベント案内	40
東京国立博物館	40
特別展 国宝 大徳寺聚光院の襖絵	40
東京国立近代美術館 フィルムセンター	41
小津安二郎生誕100年記念 小津安二郎の藝術	41
京都国立近代美術館	42
デカダンから光明へ 異端画家 秦テルヲの軌跡	42
国立国際美術館	43
企画展 川崎清 美術館建築とその周辺	43
東京文化財研究所	44
第34回 東京文化財研究所 芸能部 公開学術講座	44

特集 文化的景観の保護	16
寄稿	14
「文化的景観」の考え方と保存の意義	12
文化的景観の価値と保護	12
文化的景観としての棚田の保全	10
解説	16
農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告概要)	16
文化財部記念物課	16
中島峰広	14
中越信和	12
金田章裕	10

今月の表紙
 [上] 十三湖の景観(青森県市浦村ほか)
 [左下] 北山杉の風景(京都府京都市)
 [右下] 水ヶ浦の段々畑(愛媛県宇和島市)

新国立劇場スポットライト45
 12月の国立劇場46
 芸術文化振興基金ニュース47
 題字デザイン 桑山弥三郎

「文化的景観」の 考え方と保存の意義

多様な文化遺産

日本における文化財の考え方は、有形・無形・民俗文化財、記念物、伝統的建造物群について、重要なものを指定しないし選定し、その保存と活用を図る、というのが基本であろう。記念物には、史跡、名勝、天然記念物の三種があり、遺跡、庭園・山岳等の名勝地、動・植物などが指定・保護されている。

文化財保護法によって規定されたこれらの分類のうち、伝統的建造物群を除けば、いずれも一つあるいは複数の事象・事象・建造物を対象とするか、それを核とするものである。伝統的建造物群のみは、単一の建造物ではなく、町並みなど景観を視野に入れた考え方によっている。

一方、ユネスコの世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産

と自然遺産を登録し、両者を同一の枠組みのもとに一体的に保護することにある。

加えて、平成四年から、人間の営為と自然との結合の所産である「文化的景観(cultural landscape)」の考え方を導入し、作業指針を改訂した。それにより、①庭園・公園などの「意匠された景観」、②現在まで遺存したり、遺跡などの記念物と一体となって「有機的に進化する景観」、③信仰・文学・芸術活動などと「関連する景観」が、登録対象に加えられることとなった。このうちの②には、コルデレラの棚田(フィリピン)、サンテミリオン地域(フランス)などの農林水産業に関連する景観が含まれている。

「文化的景観」の考え方

日本においても、既に伝統的建造物群の考え方の中に景観の視点が取り込まれ

京都大学大学院
文学研究科教授
金田章裕

ている。さらに、近年、唄捨(田毎の月)〔長野県〕や白米の千枚田(石川県)が国の名勝に指定された。両者とも傾斜地に小規模な水田が数多く築造された棚田地域の景観を指定したものである。考え方としては、ユネスコの改訂された指針に近い。文化庁に設置された「農林水産業に関する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」は、平成一五年の報告において、この方向を推進することの重要性と保護の方法についての展望を示した。

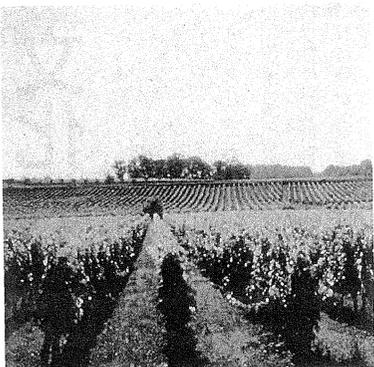
この報告書では、「文化的景観」を「農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業および生活と密接にかかわり、その地域を代表する独特の土地利用の形態または固有の風土を表す景観で価値が高いもの」と定義している。

ユネスコや文化庁による「文化的景観

(cultural landscape)」は、本来ドイツ語の

Kulturlandschaftに由来するものであり、ドイツの地理学者シュユニーター(O.Schüter)によって展開された概念である。英語圏では、米国の地理学者サウアー(C.Sauer)の研究が著名である。Kulturlandschaft「cultural landscape」ともに「文化景観」と訳され、人間の営力の加わっていない「自然景観」に対して、人間の営力が加えられて成立した景観を示す考え方である。したがって「文化景観」には、ゴミの不法投棄の山や、無残な開発の爪痕などの好ましくないものも含まれる。

この「文化景観」と、先の文化庁検討



サンテミリオン地域 (フランス)

委員会報告の「文化的景観」との考え方および意味の源は同一である。ただ、報告書の「文化的景観」の定義には、「価値が高いもの」との評価が含まれており、この点では「文化景観」一般とは区別して「文化的景観」の語を使用するのが、混乱を招かない一つの方法であろう。

「文化的景観」指定の意義

この「文化的景観」は、伝統的産業および生活と密接にかかわって形成された動と直接かかわっている点からすれば、きわめて動態的である。また、各地の地域的な自然条件や歴史的な過程、あるいは経済・文化と結びついてきたという点では、その地域の個性や伝統的生活・文化と一体化した不可欠な部分でもある。したがって、その地域の人々にとって当然のもの、あるいは好ましいものでもある。これらの程度の高いものを、先の報告書の定義では、「価値が高いもの」と表現していることになる。

ところが、このような伝統的な「文化的景観」は、いかに価値が高いとしても、

動態的であり、伝統的な産業・生活の急速な変化に伴って変化を余儀なくされる場合が多い。したがって、その指定と保存が急務であることになる。

「文化的景観」の保存のためには、少なくとも次の二つの観点が重要である。その一つは、「文化的景観」を構成する部分から見える部分、つまり景観の一部となる部分は公共のものであるという認識である。程度の差こそあれ、ヨーロッパ諸国で共有されているこの考え方は、例えば建物を新築する場合、日本のように単に建蔽率や容積率、高さ制限といった形式的ないしハードの面だけではなく、外見がその地区の機能や景観と合致するか否かなどについての地区委員会の認可の手続きを経ることとするものである。この手続きにより地域住民の合意として、好ましい伝統的な文化景観が維持ないし再形成されることになる。

二つ目の観点は、「文化的景観」の保存が、単に伝統的景観を固定するものではなく、動態的に維持・再形成する方向であるべきということになる。

文化的景観の価値と保護

本年六月二日に日本初の文化的景観を保護するための研究の報告が行われた(文化庁文化財部記念物課、二〇〇三)。これは我が国の環境・文化政策に画期的なことであり、景観を科学する者としてうれしい。

景観には美しいという意味が内包されている。英語の landscape も同じで、両者とも風景や風致と呼ばれる土地の外観を意味する。景観は人間の営みでつくられるのが一般的であるため、自然の場合は自然景観としている。本来の景観は農村景観、都市景観など対象で区分もされるが、そこに独特性を意識することで文化的景観 cultural landscape にまとめられている。美と健康は常に同等ではない。健康な、元気な景観は、そこが生産の場となつて(working landscape)と呼ばれる。意識すれば、活気のある景観とな

ろう。この延長上で、土地の利用様式を欧州大陸で景観 Landschaft という。土地と体制の合体語である。国際的に発展しつつある景観生態学 landscape ecology はこの景観を探求している。

一九九三年にユネスコが世界遺産条約に新たに文化的景観を位置づける会議を行った (von Droste, et al. 1995)。写真①は、その会議を総括した本である。当時、文化的景観の保護制度をもたない日本からの出席者として、政治議論では気後れしたのを思い出す。既に欧米では景観保護の国内法が整備され、指定地の景観向上に予算や人材が投入されていた。例えばドイツは国内に景観保護地域を広く保有していた(写真②)。この景観保護地域の機能は単一なものだけでなく、生態圏保護区 biosphere reserve の核や緩衝区を包みこむ基盤となる広範な地区にも託され



① Cultural Landscapes of Universal Value 表紙

ていた(図)。美と実の両方で景観が保護され、その量や質に応じた世界・国・地方レベルの格付けが欧米で進められつつあったのである。先の国際会議開催の必然性はそこにあった。

アジアにも優れた文化的景観はある。今日までその価値を評価する試みがなかっただけである。日本にも景観百選等の活動はあるが法的根拠をもたない。一方、観光名所として認知されていても、花見の真がでさず温泉などもなければ月別カレンダーに写真でしか知られない存在で

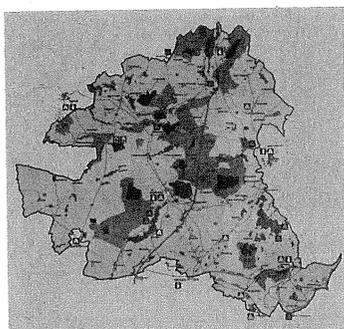


図 ドイツ、シオルフハイデ・コリン生物圏保護区。淡い順に核、緩衝区、基盤区(文化的景観区)となっている

あった。農地景観を主とする文化的景観は「ハレ」ではなく「ケ」であり、鑑賞や保護の対象ではなかった。生業の場は錦絵に描かれることはなく、西洋画の風景 landscape のジャンルは架空の山水にとどまった。水田を斜面に造営するためには、棚田が必要となる。水を蓄えるためである。既にフィリピンのコルディララの棚田は世界遺産となっている。インドネシアのバリ島の棚田も美しい(写真③)。ココナツヤシと併存しているが、多雨の当地では、尾根の保護も兼ねて農作物のヤシが植栽されている。アジアの棚田や段々畑はモンスーン気候下に発展した文化的景観であり、農業文化を継承していくた



②ドイツ、デルナウのブドウ栽培農村



③インドネシア、バリ島テガララン村の棚田とココナツヤシ植林

めにその再発見をすべきである。今回の文化庁の二次調査地域にも棚田は多い。文化的景観は農業など人の営みで維持される。したがって、そこでの生業は不可欠である。しかし、我が国の農林水産業は全体として弱体化している。文化的景観を守るための新たな努力が必要となつている。このためには、関係行政機関はもとより、NPOの協力や、住民の意識改革と行動によるところが多い。単独では実現困難で、協働が求められる。し

かも永続が目標である。農地の機能のない棚田は保護の対象にはならない。今回の文化庁の調査報告での二次調査地域、重要地域などの地域から多くの世界遺産が誕生することを希望する。また、微力ながらそのための努力を続けていきたい。

【参考文献】

- von Droste, B., et al., Cultural Landscapes of Universal Value, Gustav Fischer, 1995
- 文化庁文化財部記念物課「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」について「月刊文化財」平成一五年九月号、四一六二ページ

広島大学
総合科学部教授
中越信和

文化的景観としての棚田の保全

早稲田大学
教育学部教授
中島峰広

光が当てられた農山漁村の文化的景観

このたび、文化庁によって「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）」がまとめられた。その内容は、研究の背景になったものや景観保護の在り方、今後の課題にまで及ぶもので、具体的な対象地域も列挙されている。対象は、水田、畑地、森林、漁場などの土地利用に関する景観や気象、習俗、行事によって現われる風土に関する景観、伝統的産業および生活を示す文化財の周辺の景観などであり、二次調査では五〇二か所、そのうちの一八〇か所が重要地域に選ばれている。

これまで、農山漁村の文化的景観は、近代化と経済効率を重視した国の施策や社会的風潮の中でないがしろにされてき

た。例えば、我々が美しいと思っ

た。例えば、我々が美しいと思っ
ている漁村景観はそれぞれの地域の自然と文化・
伝統のもとで、地域の資材を用い、生活
様式に合わせて建てられた固有の民家と
農耕風景をつくり出していた。それが家
屋は全国共通の同一規格の住居になり、
耕地も整然とした大型圃場に姿を変えた。
また、ハサ（稲架）に利用されたあぜ木
は切り倒され、用・排水路は三面コンク
リートに整備されて個性のない風景に塗
り替えられている。このような情勢の中
で、文化的景観に光が当てられたことは
意味深いことであり、今後さらに施策を
充実させ、保全が図られることを期待し
たいものである。

先行した棚田景観の保全

ところで、農山漁村の文化的景観の中
で、棚田景観は他に先駆けて関心を集め、

既に保全の取組が始まっている。今回の
調査研究においても、重要地域として選
ばれている水田景観三五か所の中で、二
か所が棚田景観である。

それは、まず棚田景観自体が農村景観
の中で日本人の原風景といわれ、特別な
ものとされるからである。「日本の景観」
（筑摩書房、一九九三）を書いた樋口忠彦
が日本人のあるさとした山の辺の地は
棚田が生まれたところである。森を背後
にした山麓部には集落ができ、谷頭に棚
田が開かれた。森からの清らかな水は飲
料水となり、隣接する田を潤し、森から
集められた枯葉を堆肥にして米が作られ
てきた。その景観は我々の心を癒し、や
すらぎを与えてくれるアメニティ空間と
いえるものである。

もう一つは、国内における全国棚田（千
枚田）サミットの開催、農林水産省によ

る棚田百選の認定、棚田学会の設立、海
外におけるフィリピン・コルディレラの棚
田の世界遺産登録など棚田に対する人々
の関心を高めた一連の動きである。これ
らが、国の直接支払制度による棚田の耕
作助成、都市住民が経済的な支援を行う
棚田オーナー制度の広がりなどを生み、
棚田景観を保全する取組に結びついたのである。

文化庁によって名勝指定された二か所の棚田

文化庁は長野県千曲市（更埴市）姨捨



名勝姨捨（田毎の月）の經石地区

（田毎の月）地区と石川県輪島市白米地区
の二か所の棚田を既に名勝に指定して保
全に当たっている。これは、従来農耕地
が生産の場として経済的・実用的な価値
からしかとらえられなかったのに対して、
農耕地が作り出す景観に文化的な価値
を付与したことや名刹の寺院やその所有
農地、棚田の核心部分にとどまらず、周
辺農地のバッファゾーンにまで指定の
範囲を広げ、周辺地域の環境を一体とし
てとらえ、文化的景観の包括的な保全を
図っており画期的であった。

保全に当たった課題

今後、棚田以外の農山漁村の文化的景
観を評価して、対象地域を拡大して保護
に当たるとした場合、克服しなければなら
ない課題がある。それは、対象となる空間が
農林水産業の経済活動が行われている場
であることから、効率性の追求との競合
がある。また、文化財として指定するこ
とが経済活動の継続に有効であるかの懸
念もある。

既に、名勝指定された棚田地区では伝
統的形態の保全から全面的な形態改変ま



名勝白米の千枚田

での四段階に分けた現実的な保存管理の
方法が考えられている。しかし、理想的
には伝統的形態の保全が望ましいことか
ら、そこに軸足を置き、過疎化や高齢化
による農林水産業の担い手不足の解消も
含めた経済活動の継続をも可能にする行
政の分野を超えたさらに幅広い連携が必
要となるであろう。

農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告概要)

文化庁文化財部記念物課

はじめに

文化庁では、「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、稲作など農林水産業に関連する文化的景観(以下、「文化的景観」という。)の保護に関して主として記念物の観点から調査研究(以下、「調査研究」という。)を実施してきた。

平成十五年六月二二日の第五回検討委員会において取りまとめられた『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』(以下、「報告」という。)については、既に『月刊文化財』平成十五年九月号(文化庁文化財部監修、第一法規)において全文を掲載するとともに冊子として全都道府県・市町村の文化財保護主管課に配布したところであ

り、文化庁のホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) においても公開している。以下では「調査研究」の概要を紹介する。

1 「調査研究」の背景および経緯

近年、日本各地において棚田や里山などの保護に関する各種の取組が進みつつある。世界遺産の分野においても平成七年に「フィリピン・コルディレラの棚田」(フィリピン)が世界遺産一覧表に登録されたのを契機として、「文化的景観」が注目されるようになっていく。一方、日本国内における文化財保護の分野でも、有形・無形を問わず歴史的な価値を有する文化的な所産を、文化財を含む広い意味での文化遺産としてとらえ、後世に伝え現在の生活にも生かす観点から保存・活用が必要とされる文化遺産の範囲が広がりつつあり、こ

のような文化遺産の一つとして「文化的景観」の保護に対する要請が大きくな高まりを見せている。また、「娘捨(田毎の月)」(長野県更埴市(現千曲市))など既に名勝に指定され保護されている棚田がある一方、消滅の危機に瀕しているものも多く、「文化的景観」の地域の保護についてはきわめて不十分な状況にある。

以上のような「文化的景観」を取り巻く内外の情勢を踏まえ、文化財の一分野である記念物の観点から、日本における「文化的景観」の保護に関する諸課題について「調査研究」を行うことを目的として、文化庁は平成十二年一〇月二五日に「検討委員会」を設置した。

「検討委員会」の委員名簿は次のとおりである。

【委員名簿】

赤坂 信(千葉大学助教授・風景計画学)／

石塚克彦(劇団ふるさときやらばん代表・劇作家・演出家)／小野佐和子(千葉大学教授・庭園デザイン学)／金田章裕(京都市立大学教授・歴史地理学)／下村彰男(東京大学大学院教授・森林風景計画学)／千賀裕太郎(東京農工大学教授・農業土木学)／中越信和(広島大学教授・植物生態学)／中島峰広(早稲田大学教授・農業地理学)／服部英雄(九州大学大学院教授・中世史)／春山成子(東京大学大学院助教授・農業土木学)／樋口忠彦(京都大学大学院教授・景観工学)／藤本 強(國學院大学教授・考古学)／吉田博宣(日本大学大学院教授・造園学)／米山淳一(財団法人日本ナショナルトラスト事業課長・遺産保存)

※なお、第一回検討委員会の開催に当たり石井進氏(鶴見大学客員教授)が委員長に選出されたが、平成一三年一〇月一四日に亡くなられたため、第三回検討委員会の開催に当たり藤本強氏(國學院大学教授)が選出された。また、会議には農林水産省農村振興局整備部農村整備課総合整備事業推進室がオブザーバーとして出席した。

2 「調査研究」の特色と目的

「調査研究」は、農林水産業という伝統的な基幹産業に関連する文化財または文化遺産を対象として景観の観点から評価を行い、その

表 「文化的景観」の重要地域の分類

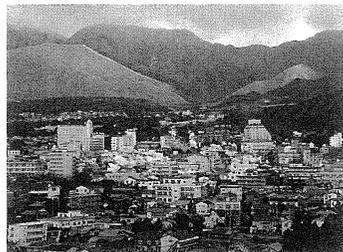
分類	種類	例示
1	水田景観	・ 独特の地形及び気候と関連するもの(棚田、谷津田、畦畔木等)
		・ 地上及び地下に遺る遺跡と関連するもの(条里制と重複する水田景観等)
2	畑地景観	・ 独特の地形及び気候と関連するもの(段々畑、防風林を有する畑地等)
		・ 地上及び地下に遺る遺跡と関連するもの(条里制、新田開発の地割等と重複する畑地景観等)
3	草地景観	・ 管理により維持されてきたもの(採草地、放牧地等)
		・ 管理により維持されてきたもの(生産林、薪炭林、二次林、防風林、防砂林、防潮林等)
5	漁場景観 漁港景観 海浜景観	・ 独特の地形及び気候と関連するもの
		・ 伝統的水産業と関連するもの(地引網、潮垣、牡蠣及び海苔の養殖等)
6	河川景観 池沼景観 湖沼景観 水路景観	・ 独特の地形及び気候と関連し、管理により維持されてきたもの(ため池、掘割、葦原等)
		・ 伝統的漁法と関連するもの(梁漁、白魚漁等)
7	集落に関連する景観	・ 渡し、鶺鴒等の場となっている河川景観または水路景観を含む
		・ 独特の生業、地形、気候と関連するもの(集落の防風林、集落を区画する石垣及び垣根等)
1	古来より信仰及び行楽の対象となってきた景観	・ 生業との関連で、信仰の対象となってきた山、森、池沼、滝等の景観
		・ 生業との関連で、行楽の場となってきた景観
2	古来より芸術の題材及び創造の背景となってきた景観	・ 雨、霧、雪、盛気楼などによって現れ、農林水産業の季節を象徴する独特の景観
		・ 古来より詩歌及び絵画等の芸術作品の題材もしくはそれらの創造の背景となった農林水産業の景観
3	独特の気象によって現れる景観	・ 農林水産業によって形成された工作物(堰、橋等)と一体となって展開する景観
		・ 複数の異種の要素が、ある体系のもとに有機的に機能している地域(水田と水源地、生産地と集落等)
IV	1～IIIの複合景観	・ 農業、林業、水産業の各景観が組み合わさった景観



④名勝白米の千枚田（石川県）



⑤勝沼の葡萄畑（山梨県）



⑥別府温泉の湯けむりと扇山の風景（大分県）

保護の在り方を示した最初の成果である。「調査研究」では、「検討委員会」において「文化的景観」の保護に関する包括的な審議を行うとともに、主として、
 (1)保護の施策を講ずべき「文化的景観」の地域の選択
 (2)文化財の観点から見た「文化的景観」の総合的な保護の方策
 に関する検討を行うことを目的とした。

「調査研究」においては、以下に示す「文化的景観」の定義に該当するものを対象として一次調査を行い、その成果に基づき「文化的景観」をI～IVの種別に分類した。また、二次調査を経て、重要地域の選択を行った。重要地域の選択の経過および分類はそれぞれ図1および前ページの表に示すとおりである。

「文化的景観」の定義
 農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業および生活と密接にかかわり、その地域を代表する独特の土地利用の形態または固有の風土を表す景観で価値が高いもの。

「調査研究」においては、以下に示す「文化的景観」の定義に該当するものを対象として一次調査を行い、その成果に基づき「文化的景観」をI～IVの種別に分類した。また、二次調査を経て、重要地域の選択を行った。重要地域の選択の経過および分類はそれぞれ図1および前ページの表に示すとおりである。

「文化的景観」の定義
 農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業および生活と密接にかかわり、その地域を代表する独特の土地利用の形態または固有の風土を表す景観で価値が高いもの。

次に三点に基づく総合的な評価が必要。
 (i) 歴史的な地割または土地利用の在り方等を良好に示す土地に埋蔵された遺跡
 (ii) 一定程度の変容を受けてはいるが、(i)に関連して歴史的な地割または土地利用の在り方を地上の地形または地貌に顕著に表している遺跡
 (iii) (i)および(ii)と一体をなす現代の農耕地または林地等

○史跡の観点から評価が可能な重要地域
 史跡日根荘遺跡（大阪府、写真①）、石井樋および多布施川（佐賀県、写真②）、十三湖の景観（青森県、写真③） ほか

○名勝の観点から見た「文化的景観」
 古来より名所として親しまれ、芸術作品等によって広く知られてきた農林水産業の風致

景観をなす地域で観賞上の価値が高いもの。
 ○名勝の観点から評価が可能な重要地域
 名勝白米の千枚田（石川県、写真④）、勝沼の葡萄畑（山梨県、写真⑤）、別府温泉の湯けむりと扇山の風景（大分県、写真⑥） ほか

○天然記念物の観点から見た「文化的景観」
 学術上価値の高い動植物が生息、繁殖、渡来または自生する土地ならびに学術上価値の高い地質鉱物および特異な自然の現象が生じている土地において農林水産業が営まれ、それらの生業および産業の在り方が当該天然記念物の存続に物理的または精神的に深い関連を有するもの。

○天然記念物の観点から評価が可能な重要地域
 天然記念物岬馬およびその繁殖地（宮崎県、写真⑦）、秋吉台のドリリー畑（山口県、写真⑧）、阿蘇山の大カルデラ地形における牧野景観（熊本県、写真⑨） ほか

②「文化的景観」の保護の在り方
 「文化的景観」の保護の在り方を検討するに当たり、「文化的景観」の特質を整理し、それぞれの特質に応じた保護の考え方を示すとともに、保護の施策を講ずべき地域に関する保護制度の考え方、保存管理および整備活用の方針ならびに今後の課題について示した。

(A) 「文化的景観」の特質
 「文化的景観」には以下に示す七つの特質が

3 「報告」の内容

(1) 保護の施策を講ずべき「文化的景観」の選択

「調査研究」においては、以下に示す「文化的景観」の定義に該当するものを対象として一次調査を行い、その成果に基づき「文化的景観」をI～IVの種別に分類した。また、二次調査を経て、重要地域の選択を行った。重要地域の選択の経過および分類はそれぞれ図1および前ページの表に示すとおりである。

「二次調査および二次調査」

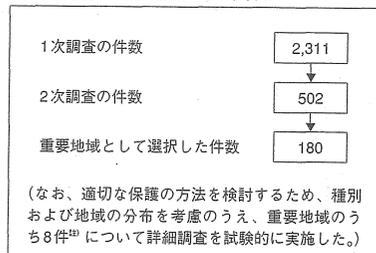
「定義」に該当するものについて、全国的な所在状況の把握を目的として一次調査を実施し、二三一件の「文化的景観」の地域を確認した。

一次調査において確認した「文化的景観」の地域の中から、農林水産業の景観または農林水産業と深い関連性を有する景観で、独特の性質と構成要素が認められるなどの条件を満たす五〇二件を選択し、現状把握のために二次調査を実施した。

「重要地域の選択」

前記の五〇二件の中から、I～IVの各種別に対応した「選択の基準」とともに選択に当たって留意すべき点を「選択の視点」として整理し、各基準に該当する一八〇件の重要地域を選択した。

図1 調査の流れと調査対象件数



注)①富良野の農業景観（北海道富良野市・上富良野町・中富良野町）、②三富新田（埼玉県所沢市・三芳町）、③大山千枚田（千葉県鴨川市）、④磯波の散村景観（富山県砺波市・小矢部市・福野町・福光町・床川町）、⑤北山杉の林業景観（京都府京都市）、⑥半窓湾の文化的景観（岡山県半窓町）、⑦柳川の水郷景観（福岡県柳川市・大木町・三橋町）、⑧阿蘇の草地景観（熊本県阿蘇町・西原村・久木野村）



①史跡日根荘遺跡（大阪府）



②石井樋および多布施川（佐賀県）



③十三湖の景観（青森県）

図3 「文化的景観」の保護制度の考え方

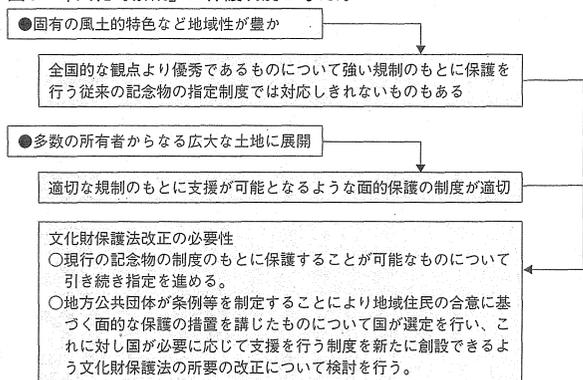
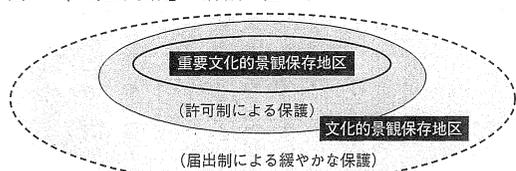


図4 「文化的景観」の保護の在り方



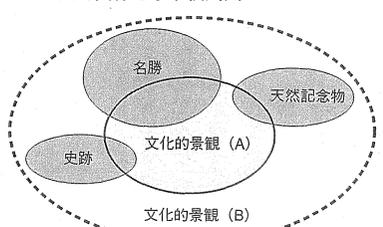
「文化的景観保存地区」(仮称)の定義と保護制度の案
 (1)「文化的景観保存地区」(仮称)とは、「文化的景観」を保護するため市町村が定める地区をいう。
 (2)市町村は、条例により「文化的景観保存地区」(仮称)を定め、許可制(中心地区)と届出制(中心地区周辺)の2段階からなる規制のもとに保護の制度を定める。
 (3)国は、市町村の申出に基づき、「文化的景観保存地区」(仮称)の中から重要な区域(上記の許可制に係る中心地区の全部または一部)を「重要文化的景観保存地区」(仮称)に選定することができる。

- (i) 保存管理計画および整備活用計画の策定の必要性
- (ii) 「文化的景観」の価値を日々の生活の中で認識する取組の必要性
- (iii) 地域振興・地域おこしの核としての整備活用の推進の必要性
- (iv) 保護の主体としての地域住民、地方公共団体およびNPO・NGOの連携協力の必要性
- (v) 人材の育成の必要性
- (vi) 文化財行政等農林水産行政の施策における役割分担の推進の必要性

おわりに

文化庁では、以上に紹介した「報告」の主旨を踏まえ、「文化的景観」の保護について、関係省庁および地方公共団体等と緊密に連携しつつ、新たな保護制度の創設を含めた施策の充実を図るとともに、総合的な文化的景観の保護に関する諸課題の検討をさらに進めていくこととしている。今後、各地においてさまざまな専門的観点から文化的景観に関する調査研究が推進され、地域住民・NPO・NGO等による文化的景観の保護にかかわるさまざまな取組がさらにさかんになっていくことを期待する。

図2 2種類の「文化的景観」と記念物との空間的關係を示す模式図

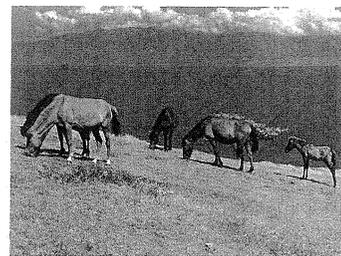


文化的景観(A) : それ自体で高い価値を有するもの
 文化的景観(B) : 他の記念物等の文化財の周辺に展開し、一体の価値を有するもの

- (i) 農林水産業と伝統文化との適切な調和の必要性
 - (ii) 地域の住民をはじめ関係者間の合意形成の必要性
 - (iii) 時間による適切な変容を視野に入れた保護の必要性
 - (iv) 有形無形の構成要素とそれらの有機的關係に注目した保護の必要性
- (B) 「文化的景観」の保護の考え方
 「文化的景観」の保護においては七つの特質に応じた以下の七つの項目を十分に踏まえることが重要である。

- (v) 景観構造の多様性に注目した保護の必要性
 - (vi) 生物多様性と生態系の維持に果たす役割に注目した保護の必要性
 - (vii) 周辺の地域を一体のものとして含めた「文化的景観」の総合的な保護の必要性
- (C) 保護の制度
 「調査研究」において重要地域として選択した地域および二次調査の対象とした地域については、それぞれ以下に示すような方向性のもとに保護の方策を検討する必要がある。なお、保護制度の考え方および保護制度の案については、それぞれ図3および図4に示すとおりである。
- 重要地域の保護
 文化財および文化遺産の保護の観点から国が相応の施策を講じることができるよう制度

- (i) 農山漁村地域の伝統的産業や生活を基盤として形成されたものであること
- (ii) 農山漁村地域の歴史や文化の特色を反映するものであること
- (iii) 時間の経過の中で、ある一定の幅で常に変化しているものであること
- (iv) 有形、無形の多様な要素からなり、それらの諸要素と、諸要素間の有機的關係に重要性を有するものであること
- (v) 景観が展開する空間の規模や、景観構造の点においてきわめて多様であること
- (vi) 絶滅危惧種などの貴重な生物種や多様な小動物の生息地ともなり、自然の生態系の維持において重要な役割を果たしている場合



⑦天然記念物岬馬およびその繁殖地(宮崎県)



⑧秋吉台のドリーネ畑(山口県)



⑨阿蘇山の大カルデラ地形における牧野景観(熊本県)

◆長官対談◆
【文化人の本言】河合隼雄文化庁長官対談
加藤 剛 俳優
【長官コラム文化庁の抜穴】

◆特集◆ 日本文化の国際発信

【提言】
日本文化の国際発信
【インタビュ】
文化庁文化交流使
【事例紹介】
国際アニメ・マンガフォーラム
松竹大歌舞伎近松座公演
日本におけるトルコ年

編集後記

今月号の特集では、「文化的景観の保護」をお届けいたしました。「文化的景観」という言葉は皆様にはなじみの薄い用語だと思いますが、本文中の棚田や里山等の事例でなんとなくイメージしていただけたのではないのでしょうか。人と自然が長い年月をかけ、共同してつくり上げてきた文化的景観。それを保全・保護していくという取組は、世界遺産の事例でわかるように今や世界的な潮流となつています。文化庁としても文化的景観の保護施策について現在検討しているところです。

◆連載◆

【わがまちの文化振興条例】
鳥取県
【いきいきミュージアム〜美術館博物館事業レポート】
中山道広重美術館（岐阜県）
【著作権の保護とその例外】
【子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区】
五個荘町金堂（滋賀県）
【全国発掘調査ホット情報】
千坊山遺跡（富山県）
【文化体験プログラム支援事業】
ながす文化体験プログラム事業（熊本県長洲町）
【外来語の現状とその解決のために】
……………甲斐陸奥国立国語研究所所長
【探訪 日本の世界遺産】
旅島神社（広島県）
【国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法】
仏画の見方
【日本の伝統美と技を守る人々】
木工品修理 桜井 洋
【文化ボランティア通信】
◆文化庁ニュース◆
国立劇場おきなわの開場について
平成一五年度文化庁長官表彰表彰者決定 ほか

文化財は、国民の皆様様の理解と協力なしに後世に守り伝えていくことはできません。さらには、一度失うと二度と取り戻すことのできない日本の貴重な財産でもあります。従来の文化財にない面的な広がりをもつ文化的景観は、地域住民のみならず、NPO、地方公共団体、国等が相互に協力し合って初めてその保護が図られるものです。本特集が皆様の文化的景観に対するご理解を深めていただければ幸いです。

(T・K)

文化庁月報 11月号 (通巻422)

平成15年11月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03 (3571) 2126

販売 03 (5349) 6666

URL : <http://www.gyosei.co.jp>

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 **【本体514円】** 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい営業部広告課

電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)

©2003 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

<http://www.bunka.go.jp>